

第3-（11）金銭債権について滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが競合した場合の供託（債権が給料債権である場合・滞納処分による差押えが先行する場合）

供託ねっと

供託かんたん申請

証明書請求

供託申請

処理状況照会

パスワード更新

申請者情報変更

申請者情報抹消

ヘルプ

ダウンロード
(ソフトウェア)
(操作手引書)

ご利用環境

FAQ
お問い合わせ

ログアウト

Step1

▼

Step2

Step3

Step4

申請書作成

納付情報入力

送信確認

送信完了

Step 1-1 申請情報の入力

[手続についてを表示](#)

供託書（金銭供託）その他

[地代家賃、営業保証、裁判上の保証以外の供託]

供託所の表示		〇〇法務局 供託所選択	
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234 - 56 - 789012 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	☐ 入力なし ☒ 代表者 ☐ 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎 代理人 	
被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地		
	氏名又は法人名		
法令条項		備考欄記載のとおり	
供託の 原因たる事実		供託者は、従業員である甲県乙市丙町二丁目2番2号乙野次郎に対して令和2年4月分の給与（支給日：令和2年4月25日、支給場所：供託者本店）金280,000円を支払うべき債務を負っていると、これについて下記のとおり、滞納処分による差押えについては、給与支給額から国税徴収法第76条に基づく差押禁止額184,000円を控除した残額の96,000円を、強制執行による差押えについては、給与支給額から40,000円を法定控除した残額の4分の1である60,000円を差し押える旨の差押命令が送達され、先行する滞納処分による差押えと強制執行による差押えとが、後行の強制執行による差押債権額60,000円の範囲で競合することとなったので、金60,000円を供託する。 記 1 滞納処分による差押えの表示 甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（平成30年度所得税額金9万円、延滞税額金6千円、合計額金9万6千円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金9万6千円、令和2年4月18日差押通知書送達。 2 強制執行による差押えの表示 〇〇地方裁判所令和2年（ル）第123号、債権者乙県丁市丙町三丁目3番3号丙村三郎、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金6万円、差押債権額金6万円、令和2年4月21日送達。	
供託金額		60000 円	
☐ 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権			
☐ 反対給付の 内容			
☐ 送付する添付書面あり			
☐ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付して			

ください。)

- ☐ 登記事項証明書を提示する。
- 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。
- ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

- ☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

● 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、
返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

会社法人等
番号
複数入力

備考

法令条項
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第20条の6第1項

- ☐ 補正のコメントを受領したので
補正申請として申請する。

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、
補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください)

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

--

次へ

[戻る \(供託申請メニュー\)](#)